

## 「PFOS 及び PFOA に関する対応の手引き」に基づく 自治体の対応状況について

### 1 はじめに

- PFOS 及び PFOA の指針値（暫定）（合算で 50ng/L）の超過が確認された地点については、超過した水が飲用に供されないよう、都道府県等において必要に応じ、当該井戸の所有者等に対して指導・助言等を行うなど「PFOS 及び PFOA の対応の手引き」（令和 2 年 6 月。以下「手引き」という。）に基づき対応されている。
- 第 1 回 PFAS に対する総合戦略検討専門家会議において、採水地点の特徴や飲用有無の情報、手引きに基づく対応状況を把握することとの御意見があった。
- 今回、令和 3 年度に都道府県等が公共用水域及び地下水で実施した要監視項目の測定結果における指針値（暫定）を超過した地点での飲用の有無、利用状況及び手引きに基づく対応状況について、関係自治体（13 自治体）に聞き取りを行った。また、沖縄県より資料提供をいただいた（参考資料 2 を参照）。

### 2 結果概要

#### （① 公共用水域：超過地点 38 地点について）

- 飲用の有無：一部（6 地点）で下流において取水の活用があった。
- 手引きに基づく調査：すべての超過地点でその地点における継続調査が実施、一部の地点（4 地点）では、その地点における継続調査に加えて周辺の測定点における追加調査が実施されていた。

#### （② 地下水：超過地点 43 地点について）

- 飲用の有無：測定された時点で飲用していると回答があった事例が 1 件あった。本地点では、指針値（暫定）を超過したことが判明した後に指導を行っており、現在は飲用していない。
- 手引きに基づくばく露防止：指針値（暫定）の周知は 39 地点、指導・助言は 37 地点で実施されていた。なお、全ての超過地点で指針値（暫定）の周知又は指導・助言のいずれかのばく露防止に係る措置が実施されていた。
- 手引きに基づく調査：37 地点でその地点における継続調査が実施、8 地点で周辺の測定点における追加調査が実施、3 地点で継続調査と追加調査の両方が実施されていた。

表 「PFOS 及び PFOA の対応の手引き」に基づく対応状況

|  |            | 公共用水域<br>(全 38 地点) | 地下水<br>(全 43 地点) |    |
|--|------------|--------------------|------------------|----|
| ①飲用(取水)の有無※                                | 有          | 6                  | 1                |    |
| ②-1 手引きに基づく<br>ばく露防止の実施状況                  | 指針値(暫定)の周知 |                    | 39               |    |
|  | 指導・助言      |                    | 37               |    |
| ②-2 手引きに基づく<br>調査実施状況                      | 継続調査       | 38                 | 37               |    |
|  | 追加調査       | 4                  | 8                |    |
| ③利用状況<br>※公共用水域については上流の状況を<br>確認したもの。複数回答可 | 工業地域       | 9                  |                  |    |
|  | 農業地域       | 18                 |                  |    |
|  | 生活地域       | 37                 |                  |    |
|  | その他        | 4                  |                  |    |
|  | 水道水源       |                    |                  | 1  |
|  | 一般飲用       |                    |                  | 0  |
|  | 生活用水       |                    |                  | 13 |
|  | 工業用水       |                    |                  | 1  |
|  | その他        |                    |                  | 27 |

※「①飲用の有無」欄は、公共用水域については取水(上水源としての利用)の有無を聞き取ったもの。なお、水質測定地点で取水が行われているものではなく、調査地点と取水地点が相当程度離れている場合もある。また、調査地点から取水地点の途中にも測点があり、途中の測点では指針値(暫定)以下の検出を確認している自治体もある。

### 3 自治体の対応事例

●自治体から報告のあった手引きに関する対応事例の一部を参考として紹介する。

#### (① 指針値（暫定）の周知、指導・助言に関する取組例)

➤ 自治体Aの事例：

飲用利用はないが調査結果を HP に掲載することで住民への周知している。また、手引きに基づき、関係部局に情報提供している。

➤ 自治体Bの事例：

井戸の所有者へ今後も飲用しないよう指導している。調査結果は自治体 HP に公表し周知している。

#### (② 継続調査、追加調査に関する取組例)

➤ 自治体Cの事例：

PFOA を使用していた工場敷地内にある井戸において、PFOS 及び PFOA の調査を行った結果、指針値（暫定）の超過が判明。これを含めた周囲の状況から当該工場が排出源と考えている。

➤ 自治体Dの事例：

令和3、4年度に全域の調査を行い、令和3年度に指針値（暫定）を超過した河川1地点について、上流側の4地点で追加調査を実施したが、いずれも指針値（暫定）未満で、排出源の特定には至らなかった。令和5年度以降は、ローリング調査（3年に1回）を基本とするが、当該地点については令和4年度から年1回調査に重点化して継続調査を行っている。

➤ 自治体Eの事例：

令和元年度に行われた環境省の全国存在状況把握調査において指針値（暫定）を上回る PFOS 及び PFOA が検出されたことを受け、令和3年度より水質測定計画上に位置付けて年4回の測定を行うとともに、上流部及び流入河川における PFOS 及び PFOA の現況を把握するための調査を行っている。

## PFOS及びPFOAに関する対応の手引き

公共用水域や地下水のPFOS及びPFOAが目標値等を超えて検出が確認された場合等に、各都道府県又は関係市などにおいて、ばく露防止の取組や追加調査等を実施する際の参考となる情報を環境省及び厚生労働省において整理したもの。本手引きに記載の内容については、地域の実情等に合わせて活用されることが適当である。令和2年6月に都道府県等に向けて通知。

### PFOS・PFOAの性状・用途

科学的にきわめて安定性が高く、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。PFOSは泡消火剤・半導体等製品に、PFOAは泡消火剤、繊維等製品に使われてきたため、それらを所有・製造する施設が排出源となりうる。

### PFOS・PFOAの国内外の動向

国内において環境省及び自治体の各種調査で検出が確認されている。飲料水においては、現時点で世界的に基準値相当の値は設定されていないが、各国・各機関において目標値の設定等に関する動きがあり、それらを踏まえ国内の水道水及び水環境に係る目標値等が設定された。

### 超過地域周辺における対応

PFOS・PFOAは、慢性的に摂取した際の毒性評価値をもとに目標値等が設定されていることから、継続的に摂取する水は目標値等を下回ることが望ましい。そのため、目標値等を超過した際の対応方針について、下記を示している。

- (1)ばく露防止の取組の実施： 飲用井戸の実態把握、水道水利用の促進に努めること。
- (2)継続的な監視調査の実施： その後の対応を検討するため、濃度の経年的な推移の把握に努めること。
- (3)追加の調査の実施： ばく露防止を確実に実施するために、特に飲用に供する水源がある地域において、調査範囲を拡大し、地下水の汚染範囲の把握に努めること。必要に応じて、排出源の特定のための調査を実施し、濃度低減のために必要な措置を検討すること。

### 自治体対応参考

PFOS・PFOAについては、引き続き知見の集積に努めるべき項目として要監視項目へ位置づけが変更されたため、公共用水域または地下水の水質測定計画へ位置づけ、調査の充実を図るなど適切な対応を検討することが重要である。調査結果については、関係部局間で情報共有を行うことが重要である。

図 「PFOS 及び PFOA の対応の手引き」 の概要